

【三鷹市】

1人1台学習用タブレット端末の利活用に係る計画

1. 学習用タブレット端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

1人1台学習用タブレット端末及び高速大容量ネットワークを中心とする教育環境を活用することで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、主体的・対話的で深い学びの実現を目指す。

また、デジタル技術を活用することで、児童・生徒が学習方法やツールなどを自分で選択し、多様な他者と協働しながら、学習者主体の学びを実現するとともに、すべての学習の基盤となる情報活用能力や自己調整力の育成を目指す。

2. GIGA第1期の総括

1 GIGA第1期の総括について

文部科学省によるGIGAスクール構想に基づき、令和3年1月に市立小・中学校の児童・生徒への1人1台学習用タブレット端末の貸与とアカウントの配布を完了し、市立小・中学校22校への高速大容量ネットワークの整備を完了した。

(1) 1人1台学習用タブレット端末及び高速大容量通信ネットワークの整備

児童・生徒の個別最適な学びを実現するとともに、アクセス過多による通信速度の低下を最小限にし、教員や児童・生徒同士の双方向通信を可能とした。

また、校内のみならず、校外学習や家庭学習等でも積極的に活用できるよう、回線付きの端末を整備することでWi-Fi環境がない場所においても、効果的に学習活動に活用することが可能な環境整備を行った。

(2) 学習用コンテンツと安心して活用するための取組み

学習用コンテンツとしては、学習支援ツールやドリル型教材、情報モラル教育に関するコンテンツ等を活用し、児童・生徒の学習環境及びインターネット社会に対する知識を得るための環境を整備した。

また、Webフィルタリングサービスや端末管理ツール（MDM）を活用し、学習活動に関係のないWebサイトへのアクセスを防止するなどの対応を行い、児童・生徒、保護者、教員

が安心して活用するための取組みを行っている。

(3) 学校との連絡対応について

学習用タブレット端末等を活用することにより、これまで連絡帳や電話等でやり取りしていた欠席や遅刻等の連絡を電子でも実施できるほか、学校からのお便りについても、電子で送付することが可能となるなど、関係者の利便性の向上やペーパーレス化等につながっている。

(4) GIGAスクールマイスターについて

三鷹市における学習用タブレット端末の活用を推進するため、小・中学校の教員から「GIGAスクールマイスター」を選出し、学習用タブレット端末を活用した年間指導計画の策定や月1回程度の協議会を行い、デジタル技術を活用した教育に関するさまざまな課題解決を図るための取組みを行っている。

(5) デジタルシティズンシップ教育について

「三鷹市デジタルシティズンシップ育成指針」を策定し、子どもたち一人ひとりが、デジタル機器を日常の道具として活用し、デジタル機器のよりよい使い手となるために考え行動する子どもたちの育成を図っている。

(6) デジタル利活用支援員の派遣

各校に週1回デジタル利活用支援員を派遣し、授業をはじめとする端末活用に関する支援等を実施している。教職員の利活用における課題を現場で迅速に解決し、学校が円滑に利活用できる取組みとして定着している。

2 課題及び課題解決に向けた対応について

(1) 学校のネットワーク回線等により、学習用タブレット端末を活用した学びを進める際に遅延が生じる場面があった。GIGAスクール構想第2期に向けては、本市の目指す学びの実現に即した端末の選定や、校内Wi-Fiのネットワーク環境の改善を行う。

(2) 市内全体の端末活用率は向上したが、学校間の格差が依然として存在する。解消に向けて、GIGAスクールマイスター等を中心として、市内の活用事例を効果的に活用した授業改善を行う。

3. 1人1台端末の利活用方策

令和7年度に予定している1人1台学習用タブレット端末の更新に向けて、本市の目指す学びの実現に即した端末の選定や、ネットワーク環境の改善をはじめとするデジタ

ル技術を活用した教育環境の整備を行い、以下の方策で利活用を推進する。

(1) 1人1台端末の積極的活用を進めるために

各校の活用の中心となる「GIGAスクールマイスター」の取組等を通して、学習用タブレット端末を活用した授業づくりを推進する。

また、教育委員会による学校への訪問指導の際に、学習用タブレット端末やクラウドを活用した授業づくりに係る指導助言を行うとともに、デジタル利活用支援員と連携しながら、デジタル技術の活用支援を行う。

(2) 個別最適な学び・協働的な学びの一体的な充実のために

児童・生徒が学習方法や学習過程等を選択し、自己調整しながら学習を進める姿や、教員が学びの伴走者として支援する姿の具体を全教員が共有できるように、各校における授業公開や、教育委員会による研修を実施する。

また、校務支援システムのダッシュボード機能を活用し、児童・生徒一人ひとりの生活・学習状況等の把握を推進し、個別最適な学びの実現を進める。

以上の取組みを通して、「児童・生徒が自分で調べる場面」、「児童・生徒が自分の考えをまとめ、発表・表現する場面」、「教職員と児童・生徒がやりとりする場面」、「児童・生徒同士がやりとりする場面」、「児童・生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面」等での学習用タブレット端末の活用率向上を目指す。

(3) 児童・生徒の学びの保障のために

端末が破損した場合でも、予備機等の運用を実施する体制を継続し、1人1台の端末環境を維持するとともに、児童・生徒が様々な理由で学校へ来ることができない事態に備え、オンライン学習等の環境を充実させることや希望する児童・生徒が端末を活用し、困ったことや相談したいことがあった際、教員へ知らせることができる機能を活用した教育相談の機会の提供、外国籍の児童生徒に向けた翻訳機能の活用等による学習支援など、これまでの取組みや仕組みを継続させ、児童・生徒の学びの保障の実現を図る。